# 金沢区シンボルマークの使用に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この事務取扱要領は、金沢区シンボルマークの使用基準を明確にし、個人、団体、事業 者等が使用する際に必要な事項を定める。

(使用承認の根拠)

第2条 金沢区シンボルマークの著作権は横浜市に帰属するため、その著作権に基づき横浜市が その使用を承認する。

(使用申請・承認)

- 第3条 金沢区シンボルマークを使用しようとする個人、団体、法人、事業者(以下「申請者」 という。)は、使用申請書(様式1)を横浜市長あてに提出する。
- 2 横浜市長は第4条に示す使用条件に基づき、申請された内容について審査し、使用承認の可 否について決定する。
- 3 使用承認・非承認の決定については、申請者に使用承認通知書(様式2)又は使用非承認 通知書(様式3)で通知する。
- 4 使用承認期間

1年以内で、使用申請書により申請した期間とする。引き続き使用承認を受けたい場合は、 使用更新申請書(様式6)を横浜市長あて提出する。

(使用条件)

- 第4条 使用条件は次のとおりとする。使用条件に反する場合は使用承認を取り消すことができる。
- (1) 申請者に対する条件

申請者が、団体、法人、事業者(以下「団体等」という。)である場合はその代表者であること。

ただし、政治活動、宗教活動を目的とした団体等には、使用承認しないものとする。

- (2) 申請する行事・活動(以下「行事等」という。)に対する条件
  - ア 政治的活動、宗教的活動に関する行事等でないこと、又は公益を害するおそれのないこ と。
  - イ 公序良俗に反しないこと。
  - ウ 団体等が営利活動の一環で使用する場合、その使用による効果が次のいずれかに貢献すると見込まれること。
  - (ア) 区内の産業の活性化
  - (イ) 区内観光振興
  - (ウ) 区民の地元への愛着心の向上
  - エ 使用申請は、個別具体的に行い、包括的な申請は行わないこと。
  - オ 使用する際には当該マークが金沢区のシンボルマークであることを明記し、金沢区がそ の物品等を作成、販売、保証するものではないことを周知すること。
  - カ シンボルマークを使用した物品等の完成後の写真を直ちに区政推進課へ提出すること。
  - キ 申請し許可を受けた行事等以外には一切使用しないこと。
  - クシンボルマークを使用した商品の商標登録等は一切しないこと。

(使用料)

第5条 団体等が営利目的で使用する場合は、シンボルマーク使用に対する対価として別表のと

おり使用料を徴収できるものとする。なお、非営利かつ公益的な目的で使用する場合及び営利目的であってもその使用による効果が、第4条第1項第2号のウにあげるいずれかの内容に貢献すると見込まれる場合には、使用料を減免する。

### (使用承認後の取消及び変更)

- 第6条 申請者が次の事由に該当することが判明した場合、使用承認取消書(様式4)により使用承認を取り消すことができる。その場合、申請者は使用をただちに中止しなければならない。
  - (1) 虚偽の申請をした場合
  - (2) 正当な理由が無く、申請と異なる内容で実施した場合
  - (3) 法令又はこの使用条件に違反した場合
  - (4) 使用に関して、横浜市に迷惑をかけたり、区民に誤解を与えるような行為をした場合
  - (5) その他、承認後に生じた状況について不適切と認められる場合
- 2 申請者は申請内容を変更する場合は、使用変更申請書(様式5)により、速やかに届け出なければならない。

### (その他)

第7条 使用に関する事務取扱窓口を、金沢区区政推進課企画調整係に置くものとする。なお、この取扱要領に属していない事項に関しては、別途協議の上決定するものとする。

#### 附則

この要領は、平成17年12月20日から施行する

附則 (平成18年3月3日 金政第10510号)

この要領は、平成18年3月3日から施行する。

附則 (平成19年8月30日 金政第608号)

この要領は、平成19年8月30日から施行する。

附則 (平成24年3月27日 金政第1359号)

この要領は、平成24年3月27日から施行する。

## 別表

使用料(10円未満切捨て)=販売価格×5%×販売個数